

# 豊橋創造大学学則

制定  
平成 8年 4月 1日  
改正  
〔平成16年以前は省略〕  
平成17年 4月 1日  
平成18年 4月 1日  
平成19年 4月 1日  
平成20年 4月 1日  
平成21年 4月 1日  
平成22年 4月 1日  
平成23年 4月 1日  
平成23年 6月 1日  
平成24年 4月 1日  
平成26年 4月 1日  
平成27年 4月 1日  
平成27年 9月 2日  
平成29年 4月 1日  
平成31年 4月 1日  
2020年 3月 4日  
2022年 4月 1日

## 目 次

- 第1章 目的及び使命
- 第2章 学部、学科、学生定員、教育目標及び修業年限
- 第3章 学年、学期、授業日数及び休業日
- 第4章 教育課程及び履修方法等
- 第5章 入学、休学、復学、退学、除籍、留学、編入学、転入学、再入学、学科変更及び転学
- 第6章 卒業及び学士号
- 第7章 表彰及び懲戒
- 第8章 学納金等
- 第9章 教職員組織
- 第10章 教授会及び運営幹部会
- 第11章 図書館
- 第12章 公開講座
- 第13章 科目等履修生及び聴講生
- 第14章 特別聴講学生
- 第15章 委託生及び外国人留学生
- 第16章 健康・相談センター
- 第17章 自己評価等

## 第1章 目的及び使命

第1条 豊橋創造大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。

## 第2章 学部、学科、学生定員、教育目標及び修業年限

第2条 本学には、次の学部を置く。

- 経営学部
- 保健医療学部

2 前項の学部置く学科は、次のとおりとする。

- 経営学部

経営学科  
保健医療学部  
理学療法学科  
看護学科

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

(1) 総定員（収容定員）

経営学部  
経営学科 208名  
保健医療学部  
理学療法学科 240名  
看護学科 360名

(2) 入学定員

経営学部  
経営学科 50名  
保健医療学部  
理学療法学科 60名  
看護学科 90名

(3) 3年次編入学定員

経営学部  
経営学科 4名

2 各学科の教育目標は、以下のとおりとする。

(1) 経営学部 経営学科

生涯にわたっての高い就業能力を身につけさせるため、健全な職業観と就業意識を涵養し経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成を目標とする

(2) 保健医療学部 理学療法学科

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけて、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする

(3) 保健医療学部 看護学科

生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、保健医療福祉領域における看護学の役割と機能を理解し、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目標とする

第4条 本学の修学年限は、4年とする。ただし、学生は休学期間を除き、8年を超えて在学をすることはできない。

### 第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から 9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年 3月31日まで

第7条 年間の授業日数は、定期試験等の期間を含め35週にわたるものとする。

第8条 休業日は、次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する祝日

春期休業 2月下旬から 3月下旬まで

夏期休業 7月21日から 9月15日まで

冬期休業 12月25日から翌年 1月10日まで

2 休業日については、必要に応じて学長が教授会の議を経て変更することができる。

3 上記の外に必要なに応じて臨時休業を行うことができる。

### 第4章 教育課程及び履修方法等

第9条 本学において開設する授業科目及び単位数は別表1-1、別表1-2及び別表1-3のとおりとする。

2 第1項の授業科目を履修したものには、試験等の大学の定める方法により、学修の成果を評価して単位を与える。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準

とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

第10条 学生は履修しようとする授業科目を学期の初めの所定の期間内に届け出なければならない。

2 授業科目の履修方法は、別に定める。

第11条 授業科目の試験等の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

第12条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する取扱については、別に定める。

第13条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得した単位として、認定することができる。

2 前項に関する取扱については、別に定める。

## 第5章 入学、休学、復学、退学、除籍、留学、編入学、転入学、再入学、学科変更及び転学

第14条 入学の時期は、学期の初めとする。

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者（卒業見込者を含む）
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第16条 入学志願者は、所定の入学願書に別表2-1、別表2-2及び別表2-3の入学検定料を添え、定められた期日までに願出しなければならない。

第17条 入学を志願した者については、本学において選考のうえ、入学を許可する。

2 選考の方法は、別に定める。

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、入学金等を添えて入学の手続きをしなければならない。誓約書には、保証人の連署を必要とする

第19条 入学を許可された者が指定の期日までに入学に必要な手続きを完了しないときは、入学の許可を取り消すものとする。

第20条 保証人は成人であって、独立の生計を営む者で、本人の在学中の一切のことについて責任を負うことのできる者とし、その責任の詳細については別に定めるものとする。

第21条 病気、その他の事由のため3か月以上修学を中止しようとする者は、その事由を付して保証人連署のうえ休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第22条 特殊な病気のため長期の療養を必要と認めた場合、学長は休学を命じることができる。

第23条 休学していた者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。ただし、病気のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

第24条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。なお、入学後最初の学期は原則として休学することができない。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第25条 外国の大学等へ留学を志願する場合には、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければな

らない。

- 2 留学の期間は、2年を限度とする。
- 3 前項の留学期間は、1年を限度として本学の修業年限に算入することができる。
- 4 留学中の学納金等は、別に定めるところによる。

第26条 やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第24条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 指定の期日内に学納金を納入しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第28条 本学に編入学、転入学、再入学又は学科変更を願い出る者があるときは、教授会の議を経て学長は許可することができる。

第29条 他の学校に入学又は転入学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

## 第6章 卒業及び学士号

第30条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表1-1、別表1-2及び別表1-3に定めるところにより、所定の単位数以上を修得しなければならない。

2 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第31条 前条により卒業した者は、学士の学位を授与する。

## 第7章 表彰及び懲戒

第32条 学生に善行があつて、全学の模範とするにたる者がある場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

第33条 学生が学則に反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為をした者は、学生委員会で審議し、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第8章 学納金等

第34条 学納金及び手数料は、別表2-1、別表2-2及び別表2-3に定めるとおりとする。

第35条 学納金は、年2期に分けて指定期日までに分納することを原則とする。

第36条 大学で定める費用は、指定期日までに納入しなければならない。

第37条 一旦納入した学納金は原則として返還しない。ただし、入学試験区分によって特に指定した日までに取り消し願い出書を提出した者については、納入した学納金のうちから事情により授業料及び教育充実費を返還することができる。

第38条 前4条に定めるもののほか、学納金等納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教職員組織

第39条 本学に次の職員を置く。

学長  
教授  
准教授  
助教  
助手

## 事務職員

第39条の2 前条のほか、本学に副学長、学部長、学科長、講師、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

第40条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- (3) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる
- (4) 学科長は、学科に関する校務をつかさどる
- (5) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する
- (6) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する
- (7) 講師は、教授及び准教授に準ずる職務に従事する
- (8) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する
- (9) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する
- (10) 事務職員は、学校事務を処理する

## 第10章 教授会及び運営幹部会

第41条 各学科に教授会を置く。

2 本学に運営幹部会を置く。

第42条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。ただし、必要のある場合は、その他の教職員を加えることができる。

2 運営幹部会は、理事長、学長、副学長、学部長、学科長、教務委員長、学生委員長、図書委員長、事務局長をもって組織する。

第43条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 運営幹部会は次の事項を審議する。

- (1) 学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 教育、研究、学生指導に関する大学としての基本方針に関する事項
- (3) 主要な大学行事に関する事項
- (4) 主要な施設等の新設・改廃に関する事項
- (5) 豊橋創造大学短期大学部と共有する施設の運営や共同で実施する行事に関する事項
- (6) その他大学全般に関わる重要な事項

第44条 教授会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 運営幹部会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

第45条 教授会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定する。

2 運営幹部会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定する。

3 その他教授会及び運営幹部会に関し必要な事項は別に定める。

## 第11章 図書館

第46条 本学に附属図書館を置き、教職員、学生の自由な研究に資することとする。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

### 第11章の2 研究所

第46条の2 本学に研究所を置くことができる。

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

### 第11章の3 高度リハビリテーション人材育成センター

第46条の3 本学に高度リハビリテーション人材育成センターを置き、理学療法教育の質的向上に資することとする。

2 高度リハビリテーション人材育成センターに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第12章 公開講座

第47条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、教授会の議を経て、公開講座を開設することができる。

#### 第13章 科目等履修生及び聴講生

第48条 本学の授業科目中その1科目又は数科目の履修を志願する者がある時は、学生の修学を妨げない限り、選考のうえ、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することができる。

第49条 科目等履修生の入学志願資格、選考方法及び学納金及び手数料については、別に定める。

第49条の2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 特別聴講学生

第50条 他大学等（外国の大学等を含む。）の学生で本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学等との協定等に基づき、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

#### 第15章 委託生及び外国人留学生

第51条 公共団体等が、半期以上の在学期間とし、学修科目を指定して学生委託を願い出たときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。願い出には、所定の検定料を添えなければならない。

第52条 委託生の入学志願資格、選考方法及び学納金及び手数料については、別に定める。

第53条 外国人で本学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

#### 第16章 健康・相談センター

第54条 本学に健康・相談センターを置き、学生及び職員の健康保持、健康増進に資することとする。

2 健康・相談センターに関し必要な事項は、別に定める。

第55条 学生及び職員は健康保持のため毎年定期に行う健康診断を受け、病気の予防と健康の増進に努めなければならない。

#### 第17章 自己評価等

第56条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、別に専門委員会を設置する。

#### 附則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する学生定員は、平成14年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報	260	260	260	520	260	780	260	1040	180	960
年度	平成13年度		平成14年度							
	入学定員	総定員	入学定員	総定員						

経営情報	180	880	180	800	
------	-----	-----	-----	-----	--

附則

- この学則は、平成12年4月1日から施行し、改正後の別表1、別表2は平成12年度入学生から適用する。ただし、平成11年度以前の入学生については、旧教育課程にない新設科目について、別に定める表に基づき、これを適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行う。
- 第3条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は次のとおりとする

年度 学部	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報	260	1,040	260	1,040	260	1,040	260	1,040	260	1,040

附則

- この学則は、平成14年4月1日から施行し、改正後の別表1、別表2は平成14年度入学生から適用する。ただし、平成13年度以前の入学生については、旧教育課程にない新設科目について、別に定める表に基づき、これを適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行う。
- 第3条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報	130	910	130	780	130	650	130	520
メディア・ネットワーク	130	130	130	260	130	390	130	520

附則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行なう。

附則

- この学則は、平成15年7月1日から施行する。
- 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行う。
- 第3条に規定する学生定員は、平成19年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報	50	570	50	360	50	280	50	200
メディア・ネットワーク	130	390	130	520	130	520	130	520

附則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。ただし平成15年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成19年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報	130	910	130	780	68	592	68	404	68	342	68	280
メディア・ネットワーク	130	130	130	260	68	332	68	404	68	342	68	280

附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。

附則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 経営情報学部経営情報学科及びメディア・ネットワーク学科は平成18年度より募集を停止し、在学生の卒業を持って廃止する。ただし、平成17年度以前の経営情報学部経営情報学科及びメディア・ネットワーク学科入学生については、従前の例による。
- 4 第3条に規定する学生定員は、平成21年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部 学科	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報学 経営情報学科	0	274	0	144	0	72	-	-
経営情報学部 メディア・ネットワーク学科	0	274	0	144	0	72	-	-
情報ビジネス学部 キャリアデザイン学科	136	136	136	272	136	416	136	560
リハビリテーション学部 理学療法学科	60	60	60	120	60	180	60	240

附則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、別表1のうち、



- 入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
  - 別表2 学納金及び手数料内訳表については、平成20年度入学生から適用する。

附則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、従前の入学年度の学則を適用し、改正後の別表1の新設科目も適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 第3条に規定する学生定員は、平成24年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部 学科	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
情報ビジネス学部 キャリアデザイン学科	76	500	76	440	76	380	76	320
保健医療学部 理学療法学科	60	240	60	240	60	240	60	240
保健医療学部 看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。

附則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1 情報ビジネス学部の開設する授業科目、単位数及び卒業要件のうち、プロジェクトマネジメント、プロジェクト演習は、平成23年度以前の入学生についても適用する。

附則

- この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成27年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部 学科	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
情報ビジネス学部 キャリアデザイン学科	0	244	0	168	0	84	0	0
経営学部 経営学科	76	76	76	152	76	236	76	320
保健医療学部 理学療法学科	60	240	60	240	60	240	60	240
保健医療学部 看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生（保健医療学部理学療法学科の学生については平成25年3月31日以前に入学した学生）については、従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表1保健医療学部理学療法学科の開設する授業科目、単位数及び卒業要件のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。

附則

- 1 この学則は、平成27年9月2日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
2 第3条に規定する学生定員は、平成32年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部 学科	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学部 経営学科	50	290	50	260	50	234	50	208
保健医療学部 理学療法学科	60	240	60	240	60	240	60	240
保健医療学部 看護学科	90	330	90	340	90	350	90	360

別表1-1. 開設する授業科目及び単位数、卒業要件 保健医療学部理学療法学科

別表1-2. 開設する授業科目及び単位数、卒業要件 保健医療学部看護学科

別表1-3. 開設する授業科目及び単位数、卒業要件 経営学部経営学科

別表2-1 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部理学療法学科

学納金項目	保健医療学部 理学療法学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,000円				
授業料	400,000円	400,000円	800,000円	800,000円	800,000円
教育充実費	250,000円	250,000円	500,000円	500,000円	500,000円
実験実習費		205,000円	205,000円	205,000円	205,000円
合計	950,000円	855,000円	1,505,000円	1,505,000円	1,505,000円
入学検定料	35,000円				

別表2-2 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部看護学科

学納金項目	保健医療学部 看護学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,000円				
授業料	400,000円	400,000円	800,000円	800,000円	800,000円
教育充実費	250,000円	250,000円	500,000円	500,000円	500,000円
実験実習費		205,000円	205,000円	205,000円	205,000円
合計	950,000円	855,000円	1,505,000円	1,505,000円	1,505,000円
入学検定料	35,000円				

別表 2 - 3 学納金及び手数料内訳表 経営学部経営学科

学納金項目	経営学部 経営学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入 学 金	180,000				
授 業 料	340,000	340,000	680,000	680,000	650,000
教育充実費	150,000	150,000	300,000	300,000	300,000
実験実習費		55,000	55,000	55,000	55,000
合 計	670,000	545,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000
入学検定料	35,000				

附則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第34条の規定に基づく別表2-1、別表2-2及び別表2-3の適用において、平成31(2019)年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附則

- この学則は、2020年4月1日から施行する。

附則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。

別表 2 - 1 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部理学療法学科

学納金項目	保健医療学部理学療法学科				
	入学 手続き 時	1年次 入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,00 0円				
授業料	400,00 0円	400,00 0円	800,00 0円	800,00 0円	800,00 0円
教育充実費	260,00 0円	260,00 0円	520,00 0円	520,00 0円	520,00 0円
実験実習費		210,00 0円	210,00 0円	210,00 0円	210,00 0円
合計	960,00 0円	870,00 0円	1,530, 000円	1,530, 000円	1,530, 000円

入学検定料 35,000円

別表 2 - 2 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部看護学科

学納金項目	保健医療学部看護学科				
	入学 手続き 時	1年次 入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,00 0円				
授業料	400,00 0円	400,00 0円	800,00 0円	800,00 0円	800,00 0円
教育充実費	260,00 0円	260,00 0円	520,00 0円	520,00 0円	520,00 0円
実験実習費		210,00 0円	210,00 0円	210,00 0円	210,00 0円
合計	960,00 0円	870,00 0円	1,530, 000円	1,530, 000円	1,530, 000円

入学検定料 35,000円

別表 2 - 3 学納金及び手数料内訳表 経営学部経営学科

学納金項目	経営学部経営学科				
	入学 手続き 時	1年次 入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	180,00 0円				
授業料	340,00 0円	340,00 0円	680,00 0円	680,00 0円	680,00 0円

教育充実費	160,000円	160,000円	320,000円	320,000円	320,000円
実験実習費		60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
合計	680,000円	560,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円

入学検定料 35,000円